

東京穀物商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を4月1日以降、100Bq/kgと決定したことについて

株式会社東京穀物商品取引所
問合せ先 営業広報部
(電話 03-3668-9317)

放射性物質の新基準値施行後の米穀受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げることとされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本取引所では、米穀先物の受渡供用品について、米穀受渡細則第2条第6号に基づき「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりますが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の取締役会において、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、お知らせ致します。

記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行(本年4月1日を予定)された後は、業務規程第10条第6項及び第223条に基づき、新基準値(100Bq/kgの予定)を超える米穀については、経過期間にかかわらず、米穀受渡細則第2条第6号の「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。

関西商品取引所が米の受渡しに係る放射性物質の基準値を4月1日以降、100Bq/kgと決定したことについて

関 西 商 品 取 引 所

食品衛生法に基づく放射性物質の新基準値への改正施行後における本所の米穀の受渡供用品の取扱いについて

厚生労働省は、平成23年3月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定していますが、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品衛生法に基づく新基準値を設定し、その施行・適用日は本年4月1日が予定されています。新基準値案では、米穀について現在の暫定基準値500Bq/kgから100Bq/kgに引き下げることでされており、経過期間として本年9月30日までの間は、500Bq/kgを超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととしています。

本所では、従来より農産物市場における受渡供用品については、「一般流通品以上の品位を有するもの」としておりますが、現物流通における対応実態及び農林水産省からも「経過措置期間において新基準値を超える米穀を現物受渡しの対象とすることは望ましくない」との考え方が示されたこと等を踏まえ、平成24年2月21日開催の理事会において、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、下記の通り決定いたしましたので、貴社関係部署、委託者等に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

放射性物質の基準値にかかる本取引所の米穀の受渡供用品の取扱いについて、食品衛生法に基づく新基準値への改正が施行(本年4月1日を予定)された後は、業務規程第8条第6項及び第187条に基づき、新基準値(100Bq/kgの予定)を超える米穀については、経過期間にかかわらず、「一般流通品以上の品位を有するもの」に該当しないものとして取扱うものとする。

東京穀物商品取引所 業務規定の一部変更（受渡地の拡大、合意早受渡し）

東京穀物商品取引所 業務規定の一部変更（受渡地の拡大、合意早受渡し）

変更	現行
<p>(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び北海道に所在する指定倉庫とする。</p> <p>(合意早受渡し) 第112条の18 受渡当事者は、第10条第3項、第15条第1項第6号（受渡単位）、第43条第4項、第112条の2から第112条の6まで、第112条の8から第112条の13まで及び第112条の15の規定にかかわらず、受渡当事者が建玉の全部又は一部について受渡条件について合意し、第12条第1項第5号に規定する納会日前までに、その合意について当該建玉を有する市場取引参加者等を通じて本取引所に届け出、本取引所が承認した場合には、米穀の合意に基づく早受渡しの特例に定めるところにより受渡しを行うことができる。</p> <p>附則 第1条 第112条の2（受渡しの場所）の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成24年3月26日から施行し、2012年10月限り適用する。また、第112条の18（合意早受渡し）の新設は、平成24年4月1日又は農林水産大臣の認可の日（平成24年3月26日）のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>(受渡しの場所) 第112条の2 受渡しの場所は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県及び栃木県に所在する指定倉庫とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

東京穀物商品取引所の農産物市場の移管の方針について

株式会社東京穀物商品取引所
(営業広報課/3668-9317)

建玉等の処理の移管について

本取引所は、農産物市場の維持・継続のため、2013年2月の3連休を目途に建玉等の処理を他の取引所(コメは関西商品取引所。大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖は東京工業品取引所。)に移管することとなりましたので、お知らせいたします。

なお、移管日の前営業日までは本取引所において従来と同様にお取引いただけますし、移管日以降も移管先の取引所で引き続きお取引が可能(移管日までに取引を結了する必要はございません。)ですので、ご安心してお取引いただけますよう、お願い申し上げます。

【本レポートの主な用語解説】

先物取引（さきものとりひき）	将来の一定の時期において、商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該商品の現物の受渡し若しくは建玉の転売又は買い戻しによる差金の授受によって終了することのできる取引のこと。
限月（げんげつ）	先物取引において売買約定（やくじょう）を最終的に決済しなければならない月のこと。
発会（はっかい）	新しく取引される限月の最初の立会のこと、その日を新甫（しんぼ）発会日という。
納会（のうかい）	売買契約の決済期限となる取引の最後の立会のこと。納会までに反対売買によって取引を終了しなかった建玉は、受渡しにより決済することとなる。
期先（きさき）	先物取引において、現時点で決済期限を最も後に向かえる限月のことをいう。
期近（きちか）	先物取引において、現時点で決済期限を最も早くに向かえる限月のことをいう。
始値（はじまりね）	前場または後場の立会が始まった最初の値段のこと。
高値（たかね）	相場が高いこと。またはある期間内の一番高い値段のこと。
安値（やすね）	相場が安いこと。またある期間内の一番安い値段のこと。
終値（おわりね）	一日の最終約定値段のことをいう。
枚（まい）	取引所における取引の基本となる取引数量または受渡数量を表す最小取引単位の呼称のこと。
建玉（たてぎょく）	取引所において売買取引された売買約定によるもので、未決済のもの。
取組（とりぐみ）	売りと買いとが取り組むということから、成立した建玉を取組といい、この未決済売買契約の数量を「取組高」という。
売買高（ばいばいだか）	取引所における売りの数量と買いの数量の合計数量のこと。
出来高（できだか）	市場において売買約定の成立した数量のことをいう。
制限幅（せいげんはば）	相場が極端に上下し、市場が混乱することを避けるために、取引所が定めた一日に変動する最大の幅のこと。
早受渡し（はやうけわたし）	先物取引の受渡しは、当月限の一定日であって、それ以前は受渡しの必要はないが、受渡日到来前に受渡しを希望する者は取引所に申し出て、受渡日到来前でも受渡しを行うことのできる制度のことをいう。
商品先物取引法※（しょうひんさきものとりひきほう）	商品先物取引に関する法律。同法に基づき、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引協会（商品先物取引業者の自主規制組織）等に関する許認可・監督等を行っている。

出典：関西商品取引所HP「先物取引用語集」（※については、農林水産省が作成。）

【商品先物取引のリスクについて】

商品先物取引は、相場の変動幅が小さくても大きな額の利益又は損失が生ずるハイリスク・ハイリターンの取引であり、また、商品先物市場の価格変動が予測に反して推移した場合には損失が発生する可能性や預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあります。

商品先物取引を行う場合には、これらの点を含め、取引の仕組みやリスクについて十分に理解した上で、許可を受けた商品先物取引業者又は登録を受けた商品先物取引仲介業者を通じて行っていただきますようご注意願います。

この他、商品先物取引に関する注意点等については、農林水産省のホームページなどをご覧ください。

【利用上の注意】

- 1 「米先物取引の試験上場に関するシーズンレポート」は、特に記載がない限り、商品取引所における日々の取引データから得られた情報をもとに農林水産省において作成したものです。
- 2 本レポートの作成に当たり情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性及び完全性について保証するものではなく、また、将来の市場環境の変動、運用成果等を約束又は予想するものではありません。本レポートに記載された情報の使用又は使用不能により生じた結果については、当省は一切の責任を負いかねます。
- 3 本レポートの引用等を行う場合は、出所を明記してください。

【農林水産省 食料産業局 商品取引グループHP（農産品関係）】

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/syoutori/dealing/index.html>

【経済産業省 商務情報政策局商務流通グループ 商取引・消費経済政策課HP（工業品関係）】

<http://www.meti.go.jp/policy/commerce/index.html>

【東京穀物商品取引所HP】

<http://www.tge.or.jp/japanese/index.shtml>

【関西商品取引所HP】

<http://www.kanex.or.jp/index.html>

【東京工業品取引所HP】

<http://www.tocom.or.jp/jp/index.html>

【日本商品先物取引協会HP】

<http://www.nisshokyo.or.jp/index.html>

【本レポートに関するお問い合わせ先】

食料産業局 商品取引グループ

担当者：溝口、今井

代表：03-3502-8111（内4177）

ダイヤルイン：03-6744-1860

FAX：03-3502-6847